

ご注意

- 1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
- 2 出勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。ただし「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先で本人から番号の提供を受け記載してください。
- また、前勤務先が個人事業主の場合「給与支払者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。新勤務先では中段の事項を記載し、一月一日現在の住所地（課税地）の市町村長に送付してください。
- 3 一月一日から四月三十日までの間に退職した人に未徴収税額がある場合には、一括徴収することが義務づけられています。

【提出先】〒311-4391 茨城県東茨城郡城里町大字石塚1428番地の25 城里町 税務課 住民税係